

質 問 書 (回 答)

2023 年 12 月 11 日

「ウガンダ国起業家支援・エコシステム強化アドバイザー業務及びエチオピア国スタートアップ・エコシステムアドバイザー業務」

(公示日:2023 年 11 月 29 日/調達管理番号:23a00775)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P11 ウガンダ 第 2 章【2】第 4 条 2. (2) 先行案件の成果・成果品の活用	対象はアーリーステージとのことですが、スタートアップの分野(農業分野、保健医療分野など)で優先されるべきものがありましたら、ご教示お願い致します。	現在想定している優先分野はありません。今後、情報収集・分析、C/P との協議のうえで、優先分野の特定を行い、支援を進めていただくことを想定しています。
2	P15 ウガンダ 第 2 章【2】第 5 条 2. (1) 本業務の活動に関する業務 1)【ウガンダ国】活動 2-5	マニュアル作成を支援する、とありますが、マニュアル作成に係る費用はウガンダ国通商産業省が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	マニュアル作成の支援は実施いただくものの、マニュアル自体の製本など、マニュアル作成に係る直接経費の発生は想定しておりません。もしマニュアル作成に係る直接経費が発生する場合には、C/P 側と協議したうえで C/P 側の負担とするか、もしくは変更契約で対応いたします。
3	P15 ウガンダ 第 2 章【2】第 5 条 2. (1) 本業務の活動に関する業務 1)【ウガンダ国】活動 3-3	C/P も同行の上で第三国でのイベント参加(出展)、イベント共催などを行う。第三国イベントは1回を想定。とありますが、本業務に係る経費(参加者の旅費やイベント関連費用等)は定額計上対象外で、一般業務費の見積りに計上する必要のあるとの理解でよろしいでしょうか？	ウガンダにおける第三国イベントに係る経費は定額計上とはしていませんので、上限額内で計上ください。
4	P15 ウガンダ 第 2 章【2】第 5 条 2. (1) 本業務の活動に関する業務 1)【ウガンダ国】活動 3-3	ケニアなど東アフリカ共同体に属する国におけるエコシステム関係者との連携を想定する。とありますが、貴機構として具体的イメージはありますか。	スタートアップ・エコシステム関係者間のネットワークイベント、共通課題のテーマに基づいたセミナーやワークショップの開催、当該国への展開を主眼に置いたプログラムやイベントへの参加などが考えられます。

5	P15 ウガンダ 第2章【2】第5条 2. (1)本業務の活動に関する業務 1)【ウガンダ国】③成果3に関する活動	エチオピアにおいてはスタートアップ・エコシステム広報(ネットワーキング、本邦企業との連携促進)に係る定額計上費用があり、有償の情報発信ツール使用経費が含まれておりますが、ウガンダにおいて同様の情報発信ツールの使用を検討する際は一般業務費の見積りに計上する必要があるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ウガンダにおいてはエチオピアと同様の情報発信ツールの使用は想定していませんが同様のツールを使用することを提案される場合には、上限額内にて計上ください。
6	P16 エチオピア 第2章【2】第5条 2. (1)本業務の活動に関する業務 2)【エチオピア国】活動 1-2	2022年12月～2023年8月に実施されたアクセラレーションプログラムの応募者リスト、参加者リストおよびプログラム内容は共有いただけるという理解で相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	P17 エチオピア 第2章【2】第5条 2. (1)本業務の活動に関する業務 2)【エチオピア国】活動 1-2	2023年9月から10月に実施された大学連携プログラムにつきましても、応募者リスト、参加者リストおよびプログラム内容は共有いただけるという理解で相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	P17 エチオピア 第2章【2】第5条 2. (1)本業務の活動に関する業務 2)【エチオピア国】活動 1-2	ピッチイベントの表彰・副賞として、民間企業等(日本・エチオピア・海外問わない)から「特別賞」を募集し、副賞として各企業からの提供サービスや事業連携機会の提供等を行う。とありますが、特別賞に禁止規定はありますでしょうか。賞金や出資も可能でしょうか。	特別賞につきましてはJICAホームページにて募集し、JICA 内部で可否を決定します。応募時点では禁止規定はありません。 過去の募集内容は下記のとおりです。 (リンク) アフリカ新興テック決勝戦(仮)(The Grand Finale of NINJA Business Plan Competition) 「特別賞」募集のお知らせ (リンク) エチオピア スタートアップ イノベーションピッチ(Ethiopia Startup Innovation Pitch) 「特別賞」募集のお知らせ

9	P17 エチオピア 第2章【2】第5条 2. (1)本業務の活動に関する業務 2)【エチオピア国】活動 1-2	大学連携プログラムについて、アディスアベバ以外の政令指定都市の中から選定する都市の大学で実施とありますが、C/P が強く要望する場合でも、当該大学所在地が外務省危険情報におけるレベル 2、3、4 に該当する場合、実施は避けることが望まれるでしょうか。また、今後指定される予定のスタートアップ・エコシステムの構築に係る政令都市名(アディスアベバ以外)及び指定時期について、ご存じの範囲でご教示頂けますでしょうか。	専門家の活動地域につきましては JICA 国別安全管理措置が適用されます。同措置には外務省の安全管理情報も考慮されております。専門家の活動は安全が確保できる地域において実施し、C/P が強く要望する場合であっても、同措置に沿った対応を実施します。 今後指定される予定の政令指定都市につきましては、現段階では情報がありません。
10	P17 エチオピア 第2章【2】第5条 2. (1)本業務の活動に関する業務 2)【エチオピア国】活動 1-2	アディスアベバ以外の政令指定都市で大学連携プログラムを実施する場合、定額計上分の再委託費以外に、業務従事者・特殊傭人が使用する航空賃・車両備上費、特殊傭人の日当・宿泊費等を計上することは可能でしょうか？	定額計上分の再委託費 1,750,000 円には、大学連携プログラムに係るすべての費用を含めておりましたが、費目ごとに分けて別紙のとおり定額計上費目を修正しました。
11	P18 エチオピア 第2章【2】第5条 2. (1)本業務の活動に関する業務 2)【エチオピア国】活動 1-2 C) キャパシティビルディング	同じ活動 1-2 中の A)、B)、D)については定額計上の設定がありますが、本業務に係る経費(参加者の旅費やイベント関連費用等)は定額計上対象外で、一般業務費の見積りに計上する必要があるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、エチオピアにおけるキャパシティビルディングに係る経費は定額計上とはしていませんので、上限額内で計上ください。
12	P20 エチオピア 第2章【2】第5条 2. (1)本業務の活動に関する業務 2)【エチオピア国】活動 2-1	スタートアップ法案が作成されているものの制定に至っていないため、制定・施行まで支援を行う、とありますが、この中にはエチオピア連邦議会における審議への支援も含まれるでしょうか。また、エチオピアにおける協力期間は限定的であり、国会会期とタイミングが合わない場合、どのような対応が望ましいとお考えでしょうか。	スタートアップ法案に関するエチオピア連邦議会における審議そのものへの支援は専門家の活動内容に含めておりません。専門家の活動としては C/P に対して議会对応に必要なアドバイスをを行う、といったことが考えられます。 国会会期と本業務の協力期間が合わない場合は、専門家は C/P に対して実施可能な支援を行

		か。	うこととします。
13	P40 第3章 2.業務実施上の条件 (2)業務量の目途	ウガンダ国起業家支援・エコシステム強化アドバイザー業務には、本邦招へいに関する業務人月1を含む(本経費は定額計上に含まれる)。とありますが、この1人月は、定額計上分に含まれ、見積の報酬には計上しないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	P42 第3章 4. (4)定額計上について	第三国へのC/P等の渡航に関し、定額計上として、参加者の旅費(渡航費、宿泊費、日当)が金額に含まれる範囲とされています。参加者の渡航先での国内移動手段(車両等)に関する費用は、受入側負担との理解でよろしいでしょうか。	参加者の渡航先での国内移動手段(車両等)に関する費用も定額計上金額に含まれています。
15	P44 第3章 4. (4)定額計上について	ウガンダ案件・エチオピア案件におけるスタートアップ法案先行国の視察において、アルジェリアもしくはチュニジアが選定された場合、英/仏通訳備上費は、この定額の枠内でしょうか。あるいは受入側負担でしょうか。	スタートアップ法案に関する視察については、現時点では通訳備上の必要はないと考えているため、当該経費は定額計上にも上限額にも含まれておりません。契約締結後に視察国が決定し、通訳の必要性が認められれば、経費の取扱いについて改めて相談させていただく想定です。
16	P45 第3章 4. (6)旅費(航空賃)について	ウガンダ国起業家支援・エコシステム強化アドバイザー業務における渡航経路に「東京⇒ドーハ⇒プノンペン(カタール航空)」があるのですが、「東京⇒ドーハ⇒ <u>カンパラ(エンテベ)</u> (カタール航空)」でしょうか。	ご指摘の通りです。大変失礼いたしました。 誤)東京⇒ドーハ⇒プノンペン 正)東京⇒ドーハ⇒カンパラ(エンテベ)

17	P.13, P.20 スタートアップ法制度がエチオピアより先行している国(ナイジェリア、チュニジア、アルジェリア等)での現地調査	対象国は未定ですが、例に上げてある国1カ国にウガンダ、エチオピアの C/P とそれぞれ1週間程度(計2回)渡航することを想定されているという理解でよろしいでしょうか。	現地調査の時期、対象国につきましては、実施機関と協議して決定することとなります。各国の進捗具合が異なるため、それぞれ実施することを想定しております。一方で各 C/P との協議のうえであれば、共同で実施することを否定するものではありません。(No.20 と同様)
18	P.40 2. 業務実施上の条件 2) 渡航回数の目途 全 20 回	渡航回数を目途全 20 回、の内訳を教えてくださいませんか(各渡航先回数等)?	各国ごとの渡航回数はプロポーザルにてご提案ください。
19	P11 (6)現地雇人の雇用	現地雇人は、個別の活動に紐付かずに、エチオピアの業務全体のための雇人という想定でしょうか。	現地雇人につきましては、ご提案の内容によると思われます。全体の業務について備上することも、個別の活動について備上することも可能です。
20	P13「活動 1-3」及び P20「活動 2-1」	ウガンダ、エチオピア共にスタートアップ法制度がウガンダより先行している国での現地調査が予定されていますが、別々に実施するのでしょうか。共同での開催は可能でしょうか。	現地調査の時期、対象国につきましては、実施機関と協議して決定することとなります。各国の進捗具合が異なるため、それぞれ実施することを想定しております。一方で各 C/P との協議のうえであれば、共同で実施することを否定するものではありません。(No.17 と同様)
21	P15 ①成果1に関わる活動	活動 1-1「スタートアップ支援活動」と活動 1-2「社会課題解決に向けたスタートアップ支援活動」の違いは何でしょうか。両者は重複しないのでしょうか。	活動 1-1 ではスタートアップ支援全般を対象にパイロット事業を検討・決定し、活動 1-2 では活動 1-1 で決定したパイロット事業を実施します。
22	P16 アクセラレーションプログラム(第2回目)	参加スタートアップの想定ステージをご教示頂けますでしょうか。	想定ステージにつきましては実施機関と協議して決定することとなります。ご参考までに、前回のアクセラレーションプログラムでは「シード資金を調達できる段階にある」ことを応募条件としま

			した。
23	P17 ピッチイベント	ピッチイベントの対象の想定についてご教示下さい。エチオピア国内の関係者や投資家でしょうか。海外の関係者や投資家も対象の想定に含まれるのでしょうか。その場合、どちらが主要な対象として想定されていますでしょうか。	ピッチイベントの対象の想定は、エチオピア国内の関係者や投資家だけでなく、オンラインにより日本をはじめとする外国からも参加・視聴できるハイブリッドでの開催を想定します。 主要な対象は会場参加者ですが、審査員として外国からオンラインで参加いただく方も想定します。また、特別賞を提供する企業等にも外国からオンラインで参加いただくことも想定します。
24	P17 ピッチイベント	「特別賞」の詳細についてご教示ください。民間企業が審査員となり、彼らを選んだ企業に対して、企業がサービスや連携機会を提供するという想定でしょうか。	従前に実施したイベントで提供された特別賞は以下のとおりです。 ・日本企業との事業連携の検討 ・エンジニア育成コースの受講(オンライン) ・アワードの広報、メンタリング、コンサルテーション ・クラウドサーバー利用サービス ・インターネット接続サービス 提供先の決定方法はご理解のとおりです。
25	P19 活動 1-3	JICA の HP に掲載している簡易データベース(スタートアップ情報)とは何でしょうか。URL 等あれば、ご教示下さい。	こちらのページの「6. スタートアップのデータベース」をご参照ください。 Project NINJA
26	P23 報告書等	業務計画書及びワーク・プランは 2 か国共通で作成するのでしょうか。	国別に作成ください。

27	P40 業務実施上の条件	ウガンダの業務量目途は 19.73 人月ですが、本邦招聘に関する業務人月 1 を含みこれは定額計上に含まれるとのことなので、見積上、ウガンダ分の人月は 18.73 人月になるという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	P40 業務実施上の条件	渡航回数を目途 全 20 回とのことですが、各国ごとの回数の想定があればご教示ください。	各国ごとの渡航回数はプロポーザルにてご提案ください。
29	P.16-17 2)【エチオピアスタートアップ・エコシスエムアドバイザー業務】A)スタートアップ関連イベントへの出展 P.40 2. 業務実施上の条件 (1)業務工程 (2)業務量目途	【エチオピアスタートアップ・エコシスエムアドバイザー業務】ですが、業務期間が 2024 年 2 月～2024 年 10 月の約 9 カ月、業務量が 4.50 人月と設定されています。 当該期間において、募集、審査 2 回、1 週間の研修、4カ月の研修、ピッチイベントのアクセラレーションプログラムを実施することは困難に思われます。 業務工程における終了年月および業務量は「目途」と記載されていますが、どの程度の期間の延長および業務量の超過が許容されるでしょうか。	エチオピアに関する業務は、2024 年 2 月に業務を開始し、2024 年 9 月 15 日の協力期間終了まで活動を実施します。協力期間の終了時期は国際約束に基づくものなので、協力期間の延長は想定しておりません。 協力期間の範囲内で実施可能な活動をご検討いただき、ご提案ください。
30	P.19 2)【エチオピアスタートアップ・エコシスエムアドバイザー業務】D)アクセラレーションプログラム P.40	【エチオピアスタートアップ・エコシスエムアドバイザー業務】ですが、業務期間が 2024 年 2 月～2024 年 10 月と設定されています。 当該期間において、申し込み期間をふまえると、当該期間内に適切なイベント出展が困難と	前項と同様です。協力期間の範囲内で実施可能な活動をご検討いただき、ご提案ください。

	2. 業務実施上の条件 (1)業務工程	なるリスクが高く、ある程度幅広にスタートアップ関連イベントを検討できるよう、業務工程における終了年月を延期させていただきたく、どの程度の期間の延長が許容されるでしょうか。	
追加事項	表紙		以下の記載について企画競争説明書本文中には同じ内容を記載しておりますが、企画競争説明書の表紙に以下の記載が漏れておりましたので追加します。 ----- 「第3章4. (2)上限額について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

4. 見積書作成にかかる留意事項

(4) 定額計上について

【修正後】

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	(ウガンダ案件)エコシステム調査及び既存プログラム調査	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2. (1) 1) ① 活動1-1及び ② 活動2-1	3,000,000円 ×1回 =3,000,000円	調査一式	再委託費
2	(ウガンダ案件)アクセラレーションプログラム	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2. (1) 1) ② 活動2-2	15,000,000円 ×3回 =45,000,000円	プログラム運営一式（ピッチイベント含む）	再委託費

3	(エチオピア案件)アクセラレーションプログラム	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2.(1) 2) ① 活動1-2 A)	17,000,000円 ×1回 =17,000,000円	プログラム運営一式(ピッチイベント含む)	再委託費
4 修正	(エチオピア案件)大学連携プログラム	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2.(1) 2) ① 活動1-2 B)	1,500,000円 ×1回 =1,500,000円	プログラム運営一式(ピッチイベント含む)	再委託費
追加	(エチオピア案件)大学連携プログラム	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2.(1) 2) ① 活動1-2 B)	250,000円	プログラム運営一式(ピッチイベント含む)	一般業務費(車両関連費/旅費・交通費)
5	(エチオピア案件)エコシステム調査	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2.(1) ② 活動2-2	1,000,000円 ×1回 =1,000,000円	調査一式	再委託費
6	(エチオピア案件)スタートアップ関連イベントへの出展	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2.(1) 2) ① 活動1-1 D)	5,500,000円 ×1回 =5,500,000円	イベント出展費用、参加者の旅費(渡航費、宿泊費、日当)	一般業務費(セミナー等実施関連費)
7	(エチオピア案件)スタートアップエコシステム広報	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2.(1) 2) ③ 活動3-1	1,500,000円 ×1回 =1,500,000円	広報一式	一般業務費(セミナー等実施関連費)

8	(ウガンダ案件)スタートアップ法案先行国への視察	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2.(1) 1) ③ 活動1-3	1,878,000円×1回 =1,878,000円	参加者の旅費(渡航費、宿泊費、日当)	一般業務費(旅費・交通費)
9	(エチオピア案件)スタートアップ法案先行国への視察	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2.(1) 1) ③ 活動2-1	1,578,000円×1回 =1,578,000円	参加者の旅費(渡航費、宿泊費、日当)	一般業務費(旅費・交通費)
10	(ウガンダ案件)本邦招へいに係る費用	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2.(2)	4,897,000円	招へい実施に係る報酬(3号相当1人月)及び直接経費	報酬/ 国内業務費